

令和6年度防災管理新規講習実施案内 岐阜市消防本部

1 防災管理新規講習について

大規模な建築物その他の工作物における地震等の災害の防止を図るため、自衛消防組織の設置及び地震等の災害による被害の軽減のための防災管理体制の整備が義務付けられ、その一環として防災管理者も義務付けられることになりました。

本講習は、消防法施行令第47条第1項に規定する防災管理対象物の防災管理に関する講習です。この講習の全課程を修了すると、消防法第36条第1項において読み替えて準用する消防法第8条第1項に規定する防災管理者の資格を取得できます。

2 受講者の要件

以下のいずれにも該当する方が対象です。

- ・ 防火管理者の資格を取得済み
- ・ 岐阜県内に在住または在勤
- ・ 資格取得の必要がある

3 講習日時及び申込受付期間等

区分	講習日時	申込受付期間	定員
第1回	令和6年6月25日(火) 9:25~15:30	6月3日(月) 9:00 ~ 6月14日(金) 17:00	80人

※受付期間内であっても定員になり次第、受付を締め切ります。

4 申込方法

岐阜市HP内にあるオンライン申請総合窓口サイト (<https://logoform.jp/procedure/BcLm/415>) から申込みをしてください。

PC画面	スマートフォン画面	オンライン申請総合窓口サイト
		

※申込後に送信される申込完了返信メールが届かない場合は、申込みが完了していない可能性があります。この場合は、岐阜市消防本部予防課 (Tel058-262-7163) までお問合せください。

5 講習会場

岐阜市消防本部・中消防署合同庁舎 6階大会議室(岐阜市美江寺町2丁目9番地)

※講習会場及び岐阜市役所の駐車場には駐車できません。公共交通機関又は有料駐車場をご利用ください。

6 持ち物

- ・ 顔写真付き身分証明書
- ・ テキスト代 2,500円(消費税込み)※受講料は無料

テキストは受講日に受付窓口にて出版社が販売します。

7 講習内容

受付時間	9:00～9:25
講習時間	9:25～15:30
講習科目	①防災管理の意義と制度の概要
	②防災管理上必要な構造及び設備の維持管理
	③防災管理上の教育・訓練
	④防災管理の進め方と消防計画
	⑤修了証交付

8 その他(注意事項等)

- (1) 受講当日、各自検温を行い、発熱等の症状がある方は受講をご遠慮ください。
- (2) マスクの着用、検温、手指消毒にご協力をお願いします。
- (3) 受講態度の悪い方（居眠り、私語、携帯電話・ゲーム機等の操作、その他の迷惑行為を行った方）には、退席していただくことがあります。この場合、講習修了とは認められません。
- (4) 気象警報等が発令されるなど、天災による被害、または被害のおそれがある場合や感染症拡大などの理由で、やむを得ず講習を中止する場合があります。その場合は、別日程での実施、または申込みキャンセルにて対応させていただきます。
- (5) 申込み後、都合により受講できなくなった場合は、その旨を必ず岐阜市消防本部予防課（Tel 058-262-7163）まで連絡してください。
- (6) 下記に該当する方は、防災管理者の資格がある者として取り扱われる場合がありますので、申込の前に確認してください。

<次のような資格や職務経験等を有している方>

労働安全衛生法に規定する安全管理者、鉱山保安法に規定する保安管理者、国、都道府県の消防事務に従事する職員、市町村の消防職員、消防団員、警察官又はこれに準ずる警察職員、建築主事又は一級建築士、甲種危険物取扱者の免状を有する危険物保安監督者、防災管理点検資格者講習を修了し免状の交付を受けている方

- (7) その他ご不明な点は、下記「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 岐阜市消防本部 予防課 〒500-8812 岐阜市美江寺町2丁目9番地（消防本部3階） 電話番号： 058-262-7163
